

女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

社会福祉法人 北桑会

職員の仕事と家庭の両立を図るため、働きやすい職場環境を作りですべての職員がその能力を十分に発揮できるようにする。女性職員がやりがいを感じることができる職場風土、環境の向上のため次の行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和4年4月1日～令和9年3月31日
2. 内 容：

【目 標】

管理職（部長級以上）の女性職員の割合が 33.3%であるため 40%以上への引き上げを行う。

また女性役員にあっては 13.3%であるため 30%まで引き上げを行う

【取組内容と実施時期】

- ① 職員人事において適正な評価のもと女性職員の管理職登用を推進する。（毎年度当初及び随時）
- ② 役員改選における女性役員の積極的な選任に努める。
(役員改選及び補欠候補選任時)